



法務省刑総第535号

平成3年6月18日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 井嶋 一 友

犯歴事務規程の一部改正について（依命通達）

本日、法務省刑総訓第534号大臣訓令をもって犯歴事務規程（以下「規程」という。）の一部が改正され、本年7月1日から施行されることとなりましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりですので、上記訓令による改正後の規程の運用に遺憾のないように願います。

記

この度の規程の一部改正は、従来、電子計算機の端末機により「前科調書（甲）」（様式第37号）に機械的に片仮名表示されていた事項のうち、コード入力されている本籍（町字名番地を除

11:00



77

総 乙

く。)、裁判所名及び罪名等について、端末機により機械的に漢字表示を行うことが可能となったことに伴い、同様式中の漢字表示の可能な不動文字等を削除するなど所要の改正を行ったものです。

なお、この度の訓令によって改正された様式については、来る7月2日から順次各地方検察庁において実施される犯歴オンライン端末機の新機種への更新作業が終了するまでは使用できませんので、同作業が終了するまでは、従前の様式による用紙を使用して前科調書(甲)を作成することとなります。